奄美群島滞在型観光促進事業運営委託仕様書

１目的

　　奄美群島成長戦略ビジョンにおいて重点３分野の１つとして位置づけている観光分野の振興を図るため、島内在住者、または観光客が奄美群島の魅力を知ることにより、奄美群島の潜在的可能性を広く国内外に情報発信し、観光客の滞在促進につなげることを目的とする。

　　また、新型コロナウイルスの流行に伴い､緊急事態宣言が発令され多くの企業でリモートワークが普及している。このような現状を踏まえ、ワーケーションに着目し新たな仕事環境を構築する。また、滞在型観光促進に取り組むことで､コロナの影響で停滞した奄美群島内の観光業、宿泊業、飲食業等の景気回復に繋げることを目的とする。

２事業実施期間

　 契約日から令和３年　３月　10日（水）まで

３事業内容

奄美群島滞在型観光促進事業運営業務として、次の業務を行う。

　（１）ワーケーション実証モニターツアーの実施

　　　　・テレワーク推進企業等を誘致し、奄美群島内の現状や課題を踏まえテレワークが可能な施設(コワーキングスペース、シェアオフィス等)宿泊施設の環境整備にについて各島関係者と意見交換会の場を設けること。

※参加者の体調には充分に留意し誘致すること。

・奄美群島を廻る形で３回程度行うこと。

・行程は奄美群島２島以上を廻り、３泊４日程度とする。

・1ツアーあたり３社以上20名を上限とし１社あたり４名を上限とする。

※テレワークを推奨する企業経営者、推進部署担当者等

・参加者１泊当たり5,000円を上限とし宿泊費助成を行うこと。

　　　　・参加企業１社当たり100,000円を上限とし旅費助成を行うこと。

・参加企業にはレポート、アンケートの提出を必須とする。

（２）ワーケーション実施に係る助成

・奄美群島でワーケーションを実施する企業を誘致し助成を行うこと。

・25社までを上限とし、１社あたり５名を上限とする。

・１社あたり15泊を上限とし助成を行うこと。

　　　　・参加者１泊当たり5,000円を上限とし宿泊費助成を行うこと。

　　　　・参加企業１社当たり100,000円を上限とし旅費助成を行うこと。

　　　※参加者の体調には充分に留意すること。

・参加企業にはレポート、アンケートの提出を必須とする。

（３）奄美群島ワーケーション実施報告書の作成

　　　　・上記(１)～(２)を総括し本事業で実施したワーケーションの事例や成果、12市町村内での受入地の可能性と必要な環境整備などを踏まえた実施報告書を作成、提出すること。

４成果品

本業務に基づく次の成果品を求める。成果品の納入は、業務の期間内に行うこと。

・委託業務終了後に実績報告書を提出すること（様式任意）

・上記(１)～(３)のデジタルデータ一式

５留意事項

・受託者は、本業務を行ううえで得られた情報を許可なく第三者に開示してはならない。

・本事業の実施により得られた成果は、奄美群島広域事務組合と事業者が２次的利用の権利を有する。

・本仕様書に疑義が生じた場合は、担当職員と協議し、その指示に従うこと。

６本件連絡先

〒894－0023

鹿児島県奄美市名瀬永田町18番6号(奄美会館１F)

奄美群島広域事務組合

奄美振興課　観光・物産係　担当　直（スナオ）

℡　　：0997-52-6032

Fax 　：0997-52-9618

E-mail：[kouiki@amami.or.jp](mailto:kouiki@amami.or.jp)

広域事務組合HP：<http://www.amami.or.jp/>